$\circ$	
4	第5 生活介護
7	1 生活介護サービス費(1日につき)
_	イ 生活介護サービス費(I)
	(1) 利用定員が40人以下
	(2) 利用定員が41人以上60人以下
	(3) 利用定員が61人以上80人以下
	(4) 利用定員が81人以上
叩	ロ 生活介護サービス費(II)
	(1) 利用定員が40人以下
24	(2) 利用定員が41人以上60人以下
7	(3) 利用定員が61人以上80人以下
λun	(4) 利用定員が81人以上
(号外第	八 生活介護サービス費(皿)
마	(1) 利用定員が40人以下
Щ.	(2) 利用定員が41人以上60人以下
	(3) 利用定員が61人以上80人以下
	(4) 利用定員が81人以上
	二 生活介護サービス費(IV)
	(1) 利用定員が40人以下
	(2) 利用定員が41人以上60人以下
	(3) 利用定員が61人以上80人以下
뿂	(4) 利用定員が81人以上
	ホ 生活介護サービス費(V)
	(1) 利用定員が40人以下
	(2) 利用定員が41人以上60人以下
<u></u>	(3) 利用定員が61人以上80人以下
Гит	(4) 利用定員が81人以上
	へ 生活介護サービス費(VI)
_	(1) 利用定員が40人以下
Ш	(2) 利用定員が41人以上60人以下
魓	(3) 利用定員が61人以上80人以下
绀	(4) 利用定員が81人以上
Ш	ト 生活介護サービス費(畑)
	(1) 利用定員が40人以下
29	(2) 利用定員が41人以上60人以下
	(3) 利用定員が61人以上80人以下
皿	(4) 利用定員が81人以上
0	チ 生活介護サービス費(⑩)
卅	(1) 利用定員が40人以下
$\infty$	(2) 利用定員が41人以上60人以下
_	(3) 利用定員が61人以上80人以下
岀	(4) 利用定員が81人以上
平成	リ 生活介護サービス費(区)
•	(1) 利用定員が40人以下
	(2) 利用定員が41人以上60人以下
	(3) 利用定員が61人以上80人以下
	(4) 利用定員が81人以上

1,262単位 1,232単位 1,177単位 1,162単位
1,119単位 1,088単位 1,043単位 1,029単位
955単位 924単位 891単位 877単位
846単位 817単位 789単位 776単位
770単位 736単位 718単位 704単位
696単位 667単位 645単位 633単位
650単位 618単位 601単位 588単位
606単位 578単位 564単位 551単位
577単位 546単位 533単位

522単位

	ヌ 生活介護サービス費(X)		
	(1) 利用定員が40人以下 547単位		
	(2) 利用定員が41人以上60人以下 515単位		
,262単位	(3) 利用定員が61人以上80人以下 510単位		
,232単位	(4) 利用定員が81人以上 496単位		
,177単位	ル 生活介護サービス費(20)		
,162単位	(1) 利用定員が40人以下 502単位		
	(2) 利用定員が41人以上60人以下 473単位		
,119単位	(3) 利用定員が61人以上80人以下 460単位		
1,088単位	(4) 利用定員が81人以上 446単位		
,043単位	ヲ 基準該当生活介護サービス費 696単位		
,029単位	注 1 イからヌまで及びヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して		
955単位	指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設(法第29		
924単位	条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。が行う生活介護に係る指定障		
891単位	実行が井 ビュワけのズルの国(独立行政法)国立重度知的陪审者級合体部のズルの国法		
877単位	(亚代1)左注体第100日、第11名第 4 日本担告 L L N 执 六 C 取注 L 园 六 壬 在 和 的 陈 中 老 W		
o	合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護(以下「指定生活介		
846単位	護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。		
817単位	(1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者(⑵及び注2において「施		
789単位	設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当す		
776単位			
	(2) 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以上に該当		
770単位	するもの		
736単位	2 ルについては、別に厚生労働大臣が定める者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当		
718単位	する者に対して、指定生活介護等を行った場合に、法附則第1条第3号に掲げる規定の施		
704単位	行の日の前日までの間、所定単位数を算定する。		
cocss ts	(1) 施設入所者のうち、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当するもの		
696単位 667単位	又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの		
645単位	(2) 施設入所者以外の者のうち、区分2以下(50歳以上の者にあっては、区分1)に該当		
633単位	するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの		
000 <del>+</del> Ιπ	3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれか		
650単位	に該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位(指定生活介護等で		
220-17	あって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以「		

あって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以

下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指

定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。以下同じ。)で

ある指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介 護事業所をいう。以下同じ。)にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定

員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施

設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障

害者支援施設基準」という。)第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)

で及び第11から第15までにおいて同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただ

し、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護

等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

を行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。 以下同じ。)にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。注4から注13ま